

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 日高川町社会福祉協議会

ひだかがわ

ともに生きる福祉のまちづくりをめざして

～ふだんのくらしのしあわせをみんなのちからでつくります～

基本方針

経済格差や物価上昇などに伴う貧困問題の深刻化、地域社会の絆の希薄化など、経済・社会情勢の変化に伴い福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、地域が抱えるニーズや課題が一層複雑化・多様化しています。

誰もが生涯を通して、「安心・安全そして心豊かに暮らせる社会」が実感できることを目指し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく、我がこと丸ごとの理念のもと「地域共生社会」の実現に向けて、様々な事業の推進を継続します。

包括的な支援体制の構築を目指し、相談支援・社会とのつながりや参加の支援・地域づくりに向けた支援を進めることなど、地域住民の複合・複雑化した生活課題に対し、包括的な支援体制の充実に努めます。

また、住民同士のつながりを保ち続け、より身近な地域での支え合い活動が図れるよう、生活支援体制整備事業の一層の推進を図ると共に、行政ならびに関係機関との連携を強化し、「地域共生社会」の実現に向け、住民主体の地域福祉を推進していきます。

さらに、法人運営の基盤強化と地域福祉部門と在宅福祉部門の一体的な支援体制が維持できるようワンチームで地域福祉推進に取り組みます。

重 点 目 標

1. 「生活支援体制整備事業」の推進

普段の暮らしの中で、たくさんの支え合いや助け合いが行なわれています。地域住民同士で当たり前だと思っている身近な活動も、実は地域の支え合い活動としてとても大切な役割を持っています。身近で自然な支え合い活動を「地域のお宝」と称し、その役割や助け合いの大切さに気づくきっかけになるようにお宝発表会を開催します。そして、地域のことを一緒に考えたいと思います。

2. 伴走型の個別支援の充実

さまざまな生活課題や日常生活の困りごとを抱えるすべての世帯を対象として、幅広く相談を受け、生活課題の解決に寄り添いながら、多様な課題策を用いて支援します。

相談は多岐にわたるため、一つの機関ができる支援には限界があることから、就労支援や食料支援など相談者のニーズに応じて各機関と連携をとり、よりよい支援ができるようにします。

3. 災害に備えた取り組み

社協は災害時のボランティア活動をコーディネートするなど、災害ボランティアセンターを担う組織として位置づけられています。災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直しや資機材の管理等、平時からの必要な備えや取り組みを更に強化します。

4. 安心と安全な介護サービスの提供

住民の健康とくらしを支える介護専門部門として、安心して利用して頂けるサービスの提供とその質の向上に努めます。制度の狭間で困難な生活課題を抱える人には、社協だからこそ担うことができる地域福祉活動との連携を活かした支援を組み合わせながら、今後も利用者とその家族が安心して生活できるよう支援します。

各 種 事 業

1. 社会福祉事業

(1) 法人運営事業

- 各種会議の開催

*理事会・評議員会の開催

*監事会の開催（決算監査1回・定期監査4回）

*福祉委員会の開催（4～5月）

- 職員の資質向上

*職員研修の推進

(2) 共同募金事業

- 赤い羽根共同募金運動（10月～）

(3) 地域福祉活動

- 社協会員の募集と加入促進（5～6月）

*会員の拡大により地域福祉事業の自主財源の確保

- 福祉委員会の開催と活動促進

- ふれあいにっこり弁当の充実

*安否確認を兼ねた配食サービス

*衛生管理の徹底

*調理ボランティアの新たな担い手の確保

- 外出支援サービスの充実

*運転ボランティアの確保

- 喫茶サロンの推進と充実

- 認知症カフェの推進と充実（毎月）

*地域の人たちも一緒に集い、認知症の理解、認知症の人や家族の悩みを共有、また専門家に相談できるカフェの実施

○ 生活支援体制整備事業の推進

*地域包括支援センターとの協働により事業を実施し、住民・関係団体や関係者等の連携・
協働を推進

*地域に必要とされる通いの場や生活支援サービスの創出に向けた取り組み、誰もが孤立せずに住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「地域共生社会」の実現を住民とともに推進

○ ふれあいいきいきサロン活動の推進支援と拡充

*気軽に集える居場所を増やし社会的孤立状態になることを予防

*休止しているサロンの再開やつながりづくりの支援

*出張型でのサロン支援

○ 買い物支援サービスの実施

*買い物が困難な高齢者等を対象に、送迎車両を運行（過疎地、山間地等買い物困難地区）（随時）

○ ふれあい広場（一人暮らし高齢者の集い）の実施（年1回）

○ 在宅介護者の集いの実施（年1回）

○ 善意銀行、福祉基金の運用と効果的活用

*善意の杖、敬老会、地域福祉事業等

○ 地域たすけあいサービスの推進

○ 相談事業の開設ならびに推進

*ふれあい相談（民生委員、人権擁護委員、法務局員、社協役員 3地区各月1回）

*法律相談（弁護士による相談 年3回）

*調停相談（調停委員による相談 年3回）

○ 福祉サービス利用援助事業の推進（権利擁護事業）

○ 生活福祉資金貸付（県社協からの貸付業務委託）

○ 生活資金貸付（町社協独自の貸付）

○ 新型コロナウイルス特例貸付

*特例貸付借受世帯の生活再建を図るフォローアップ支援と債権管理

○ フードドライブ事業

*食料品などの寄付を募り、支えあいの地域づくりを推進

○ 緊急食糧提供事業

*今日食べるものが無い世帯への緊急食糧支援、就労支援を含め自立に向けての支援

○ 広域社協事業への参加（県・紀中ブロック社協・御坊日高）

○ ボランティア活動等

*ボランティアの募集及び活動の促進

*サマーボランティアスクールの実施

*福祉関係団体との連携・活動支援

○ 災害ボランティアセンタ一体制の整備

*災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直しおよび資機材の管理

*広域同時多発災害対応訓練への参画

*災害ボランティアセンター中核スタッフ研修ならびに各種研修会等への参加

○ 広報・啓発事業

*社協だよりの発行（年12回発行）

*社協ホームページの活用（随時更新）

*地方紙、ケーブルテレビの活用

○ 関係機関との連携

*行政・民生児童委員協議会・各種福祉団体等との連携

*県社協及び市町村社協との連携

*福祉施設、福祉事業者との連携

○ 福祉教育の推進

*児童・生徒の福祉活動及び福祉学習への参加促進

*学校との協働事業（福祉体験学習・認知症サポートー養成講座）

*ふくし川柳の実施

○ 町老人クラブ連合会事務局事業

*行政と連携・調整をとり、老人クラブ連合会本会の事業運営等を推進

- 紙おむつ購入助成事業（高齢者・障がい者）
- ひとり親家庭ランドセル購入助成事業（11月～2月）
- 福祉車両貸出事業
- 福祉用具（車椅子等）の貸出事業
- 各種研修会への積極参加

2. 在宅福祉サービス事業

（1）介護保険事業の実施

- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問入浴介護（入浴サービス）
- 居宅介護支援（ケアマネージメント）

（2）障害者総合支援事業の実施

- 居宅介護事業（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護事業（ホームヘルプ）
- 重度訪問入浴事業（入浴サービス）

3. 介護予防・生活支援サービス事業

（1）訪問型サービス

（2）介護予防ケアマネージメント